

## 緑化の種類

| 植栽等の種類                  | 植栽場所      | 緑化基準面積への算入割合 | 摘要  |
|-------------------------|-----------|--------------|---|
| 樹木による緑化                 | 接道部       | 200%         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部とは道路法（昭和27年法律第100号）第2条第1項の道路とする。</li> <li>・道路と基盤面の高低差は1m以内であること。</li> <li>・道路と敷地との境界から水平距離で3m以内の区画（植栽帯）とする。</li> <li>・やむを得ず遮蔽物を設置する場合は、高さが1.2m以内かつ透視性のある格子柵やフェンス等に限る。</li> <li>・植栽帯には原則として、高木又は中木が含まれていること。</li> </ul>   |
|                         | 上記以外      | 100%         |   |
| 花による緑化                  | 接道部       | 200%         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・接道部とは道路法（昭和27年法律第100号）第2条第1項の道路とする。</li> <li>・道路と基盤面の高低差は1m以内であること。</li> <li>・道路と敷地との境界線から水平距離で3m以内の区画とする。</li> <li>・原則としてレンガ・縁石等により区画された植栽基盤（植物を生育するための一定の厚みを持つ土壌等をいう）が設置されていること。なお、プランター・コンテナ等は容量が1基につき、100リットル以上のものを植栽基盤とみなす。</li> <li>・やむを得ず遮蔽物を設置する場合は、高さが1.2m以内かつ透視性のある格子柵やフェンス等に限る。</li> <li>・年間を通じ花が植栽されていること。</li> </ul> |
|                         | 接道部を除く地上部 | 100%         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・上記の接道部に該当する項目を除き、上記の摘要に準ずる。</li> </ul>  |
| 地被植物による緑化<br>(多年生植物に限る) |           |              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・全面が芝生等の地被植物により被われた部分で縁石等で区画された面積を植栽基盤の面積とする。</li> </ul>   |
|                         | 屋上部       | 100%         |   |
|                         | 駐車場       | 25%          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地盤保護のために補助資材が敷設されている場合は、それらを除いた面積を植栽基盤の面積とする。</li> </ul>  |
|                         | 上記以外      | 50%          |   |
| つる性植物による緑化<br>(木本植物に限る) | 壁面部       | 100%         | <p><b>【植栽基盤を壁面に設置する場合】</b><br/>建築物の壁面部に植栽する場合は、固定された植栽基盤（金網・ネット等の耐久性のある緑化補助資材を含む）を設置すること。<br/>緑化基準面積＝植栽基盤垂直投影面積×100%</p> <p><b>【植栽基盤を壁面に設置しない場合】</b><br/>つる性植物を登はん、下垂させて植栽する場合は、植栽する間隔を30センチメートル以下とすること。<br/>緑化基準面積＝水平延長×1m×100%</p>  |

※樹木による緑化基準面積と「花による緑化」又は「地被植物による緑化」の植栽基盤が重複した場合も、双方を緑化基準面積に含むことができる。

※緑化基準面積＝植栽基盤の面積×緑化基準面積への算入割合